

ナショナルバイオリソースプロジェクトに
おけるデータベース整備および成果情報の
公開に関する報告書

平成21年8月11日

ナショナルバイオリソースプロジェクト推進委員会
情報ワーキンググループ

目次

はじめに	1
第1章 データベース整備	3
1. バイオリソース情報の定義	3
2. 代表機関と情報センターの役割分担	3
第2章 NBRP二次情報の公開	5
1. 公開すべきバイオリソース二次情報	5
2. NBRPの各プログラムから産出された情報および派生情報の 公開までのプロセス	5
第3章 二次情報の取扱い	7
1. バイオリソース事業実施機関における二次情報の取扱い	7
2. 研究の自由の確保	7
3. MTAにおける対応	7
情報ワーキンググループ委員名簿	8
推進委員会/情報ワーキンググループにおける審議の過程 ...	9
補足資料	10
1. バイオリソース二次情報の定義	10
2. NBRPの各プログラムから産出された情報および派生情報の 公開までのプロセス	11
3. 情報公開報告書	12
4. サイトポリシー・利用規約 (案)	13
5. 転載依頼書 (案)	16
6. クリエイティブ・コモンズ	18
7. 生物遺伝資源寄託同意書 (案)	20

はじめに

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンスを支えるバイオリソースを収集・保存し、ニーズのある研究者に提供していく事業である。バイオリソースを一段と活用していくためには、リソース自体に加えて特性情報やゲノム情報などの様々な関連情報も重要である。このため、NBRPでは、バイオリソース関連情報の収集・整備や公開についても鋭意取り組んでいるところである。また、これらのNBRPの貢献に対する研究コミュニティからの評価も高まっている。

NBRPでは、各中核機関や情報センターに設置された公開データベースからバイオリソース関連情報の発信を行っているが、情報についての業務が多様化していることから、各々の業務分担の明確化の必要性が指摘されていた。また、自由な研究の促進のためには、バイオリソース関連情報の速やかな公開が求められることであるが、一部の情報については公開の遅延がみられることもあった。一方、NBRPで収集・整備される関連情報を自由に活用して学術研究を進めることが理想であるが、情報についての権利（著作権など）については知財権保護の立場からも配慮すべきである。現時点では、情報の知財権の取り扱いについては必ずしも明確でなく、関連情報の利用を逆に阻害することも懸念されている。このように、バイオリソース関連情報の取り扱いについては、まだ解決されていない課題が多いことも事実である。

このような状況下で、NBRP推進委員会に設置された情報ワーキング（主査：城石俊彦、情報・システム研究機構国立遺伝学研究所教授）では、バイオリソース関連情報の取り扱いについての上記の懸案事項について検討を行った。また、中核機関などの関係者を対象にして関連情報の権利意識等を中心にしてアンケート調査を行い、その結果を分析した。本報告書は、これらの検討や議論の成果をとりまとめたものである。

本報告書では、まず第1章において、バイオリソース関連情報の分類と定義付け、さらには中核機関と情報センターの役割分担について記載した。次に、第2章では、バイオリソース関連情報の公開までのプロセスのあり方について記載した。最後に第3章では、情報利用の促進と情報の権利保護を両立させるための方策について記載した。また、各章の内容の理解を深め、各中核機関や情報センターでの現場での事業実施を進めるのに直接役立つ補足資料を添付した。

本報告書の考え方の底流にあるのは、知財保護に配慮しながら、自由で活発な研究を推進することである。バイオリソースに関わる全ての関係者が、本報告書を現場において積極的に活用されることを期待する。また、補足資料の生

物遺伝資源寄託同意書（MTA）（案）の内、情報の取り扱いに関する部分は、同じくNBRP推進委員会に設置された実費徴収・知財ワーキングとの協議の結果が活かされている。バイオリソース関連情報の知財権の取り扱いについては、本報告書と併せて実費徴収・知財ワーキングが作成した報告書を是非参考にして頂きたい。

なお、本報告書の見解は、あくまでも現在の状況を前提として示されたものであり、今後の情報の取り扱いの全てを決めたものではけっしてない。研究者コミュニティをはじめ、関係者の方々には、本報告書を参考にして事業を進めていただくとともに、今後とも不断の検討を進め、更に発展されることが期待されており、必要に応じて、本報告書も改訂が加えられるものと考えている。

第1章 データベース整備

1. バイオリソース情報の定義

○バイオリソースに関する情報については以下のように分類する。(補足資料1)

I バイオリソース一次情報：寄託（譲渡）時にリソースとともに提供される情報。（開発に関する情報、特性情報、提供条件など。）

II バイオリソース二次情報：バイオリソースに関する情報のうち、バイオリソース事業を行う中で付加、修正がなされていく情報。具体的には1)、2)、3)を含む。

1) バイオリソース基本情報：一次情報と配布手続きに関する情報（MTAを含む）を合わせたもので、公開を前提とする情報。公開を前提とする情報には代表機関が非公開にすべきと判断する一次情報は含めない。

2) NBRP付加情報：リソース代表機関ならびに情報センターが寄託（譲渡）後に追加する情報（特性情報、ゲノム情報、オントロロジーをはじめ、「NBRPゲノム情報等整備プログラム」および「NBRP基盤技術整備プログラム」の成果を含む）。

3) バイオリソース派生情報：バイオリソースまたはその情報を利用した研究等で新たに得られた情報（成果論文、リソースに関するフィードバックなど）。

III バイオリソース内部管理情報：リソース代表機関および情報センターがリソースやデータベースを管理するために必要な情報。具体的には、出庫管理情報、利用者情報、配布手続きのトラッキング情報、データベースのアクセスログなど内部利用目的の情報。

2. 代表機関と情報センターの役割分担

代表機関毎に二次情報の整備から公開にいたるまでの業務が多様化しているため一様な表現は難しいが、最も一般的なケースを想定すると下記のようになる。

○代表機関における役割

バイオリソース一次情報の収集と、バイオリソース二次情報およびバイオリソース内部管理情報の整備。

○情報センターの役割

(1) 代表機関が整備するバイオリソース二次情報の公開支援

たとえば以下に掲げる項目のうち代表機関が支援を必要とする部分を実施する。

- 1) バイオリソースデータベースの構築と運用
- 2) ネットワーク・サーバーマシンの管理と運用
- 3) Web アプリケーションの開発・改善・改良・機能強化
- 4) リソース管理システムの構築
- 5) アクセスログの解析
- 6) データのバックアップ

(2) ポータルサイトおよび総合検索システムの構築と運用

(3) データベース研究会および講習会の開催。代表機関間の情報交流の促進。

○データベースにおける情報更新のシステム化

代表機関や情報センターにおいて公開サイトの情報をリアルタイムで更新する必要があるため、「管理データベース→公開データベース→総合検索サイト」の連携システムの構築と担当者間の連携が必要である。

第2章 NBRP二次情報の公開

1. 公開すべきバイオリソース二次情報

○原則として、第1章1で定義したバイオリソース二次情報を公開する。

2. NBRPの各プログラムから産出された情報および派生情報の公開までのプロセス（補足資料2：以下囲み数字を参照）

○中核的拠点整備プログラムから情報センターへの情報提供のプロセス

（1）代表機関が情報センターと連携して公開データベースを運用している場合（⑦, ⑩）

代表機関が整備したリソース基本情報は、ファイル送信または更新ツールなどによって情報センターに送られ、公開データベースおよび総合検索サイトからすみやかに公開される。

（2）代表機関が情報センターとは独立に公開データベースを運用している場合（②, ⑤）

公開データベースの更新情報は、情報センターによる定期的なチェックまたは代表機関からの連絡によって情報センターが受け取り、遅延なく総合検索サイトに反映する。

○ゲノム情報等整備プログラムから代表機関や情報センターへの情報提供のプロセス

担当者は、プログラム終了後1年以内に、公開DB（代表機関が独自に運用するDB、あるいは情報センターが運用している公開DBのいずれか）を通して情報を公開し（①または⑥）、推進委員会に情報公開報告書（補足資料3）を提出しなくてはならない。少なくとも、（1）DNA配列のアクセッション番号取得および公開、（2）配列情報のBlast検索サービスの公開、（3）クローンの提供手続きに関する情報公開、を実現することが必要であり、これらについては情報センターが必要なサポートをする。担当者が代表機関の代表者ではない場合には、必ず代表機関の代表者に成果の連絡をする。情報センターは代表機関代表者から成果報告を受け、NBRPホームページの成果公開サイトにすみやかに掲載する。また必要に応じて総合検索サイトに成果情報を追加する。

○基盤技術整備プログラムから代表機関や情報センターへの情報提供のプロセス

担当者は、プログラム終了後1年以内に成果を公開し、推進委員会に情報公開報告書（補足資料3）を提出する必要がある。公開サイトは代表機関が独自に運用するサイト、あるいは情報センターが運用しているサイトのいずれか一方でよい（③⑧）。担当者が代表機関の代表者ではない場合には、必ず代表機関の代表者に成果の連絡をする。情報センターは代表機関代表者から成果報告を受け、NBRPホームページの成果公開サイトにすみやかに掲載する。

○代表機関や情報センターによる派生情報の収集プロセス

バイオリソースおよびその情報を利用した研究によって新たに得られた派生情報は、公表後は研究者共通の財産であり、またリソースの利用価値を高めるものであり、代表機関や情報センターを通して広く利用者に公開されるべきである（④、⑨）。この実現には以下の情報収集方法がある。

- （1）MTAの中に、NBRPリソースを使った研究成果を論文発表する際には、論文中に「使ったリソース名」と「提供元」を記載するとともに、論文情報を代表機関に通知すべきことを明記し、周知徹底を図る。
- （2）フィードバックが得られない利用者に対しては、一定期間経過後、代表機関からリソース提供者に対して問い合わせをする。
- （3）情報センターが公開している「オンライン論文情報登録サイト」の利用を促進する。
- （4）論文という形態をとらない派生情報については、代表機関や情報センターの **contact us** などで常時受け付ける。
- （5）学会誌等に掲載された論文等をリソース名、利用者名を用いて検索し、情報収集する。

第3章 二次情報の取扱い

バイオリソース二次情報の公開は、バイオリソースを適切に利用するために必要な情報を提供し、ライフサイエンス研究の発展に資することを目的としてなされる。したがってその取扱いは、以下のようにしてなされるべきである。

1. バイオリソース事業実施機関における二次情報の取扱い

- 一次情報については、ヒト材料のドナーの個人情報などリソース代表機関が非公開にすべきと判断する情報を除き、公開を前提としたバイオリソース基本情報として取り扱う。
- 二次情報は、基本情報、NBRP付加情報、バイオリソース派生情報のいずれにおいても、バイオリソースならびに二次情報の利用価値・品質向上のため、リソース代表機関ならびに情報センターが変更・追加・削除などの更新を行うことができる。その際には、リソース代表機関ならびに情報センターが提供する情報の間に、更新時期の違いなどによるデータの不整合ができるだけ起きないように留意する必要がある。

2. 研究の自由の確保

- 二次情報の利用にあたっては、著作者の権利の過度な主張を認めることで研究者全般の研究の発展に支障を来すことがないように配慮する必要がある。
- しかし一方で二次情報は、全ての権利を放棄したパブリックドメインである必要もない。したがって適切なサイトポリシー（補足資料4）や転載依頼書（補足資料5）をホームページ等に掲載することによって、権利のどの部分を主張するのかを明示し、推奨すべき利用法を示し、情報の共有や利用を促進する。
- あるいはクリエイティブ・コモンズ（補足資料6）で用いられているライセンス体系を用いて、それぞれの情報の利用条件を提示する（例えば 表示-非営利-継承（CC BY-NC-SA）など）といった方法を採用してもよい。

3. MTAにおける対応

- 上記1, 2のような取扱いについて一次情報の提供者から事前に了解を得るため、リソースの寄託時に締結される同意書（補足資料7）に、一次情報の取扱いについて同意すべき事項（第3項下線部分）の記載をする。

情報ワーキンググループ委員名簿

(敬称略、五十音順)

- ◎城石 俊彦 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所
系統生物研究センター 教授
- 芹川 忠夫 京都大学大学院医学研究科附属動物実験施設 施設長
- 田畑 哲之 かずさディー・エヌ・エー研究所 副所長
- 中村 太郎 大阪市立大学大学院理学研究科 准教授
- 深海 薫 理化学研究所バイオリソースセンター情報解析技術室 室長
- 山崎 由紀子 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所
生物遺伝資源情報総合センター 准教授
- ◎主査

推進委員会／情報ワーキンググループにおける審議の過程

平成20年

5月23日（金）平成20年度第1回推進委員会

・・・情報ワーキンググループの設置

7月15日（火）第1回情報ワーキンググループ

・・・データベース整備等についての現状確認、問題点の抽出

12月25日（木）実費徴収・知財ワーキンググループ－情報ワーキンググループ連絡会議

・・・バイオリソース付随情報、データベースに係る権利関係についての審議

平成21年

1月26日（月）平成20年度第2回推進委員会

・・・情報ワーキンググループにおける審議の中間報告

2月19日（木）第2回情報ワーキンググループ

・・・報告書（案）についての審議

6月24日（水）情報ワーキンググループ報告書記載に向けての検討会

・・・バイオリソース関連情報の取扱に関するアンケート結果、報告書（案）についての審議

7月 9日（水）平成21年度第1回推進委員会

・・・情報ワーキンググループにおける審議経過の報告

8月11日（火）平成21年度第1回情報ワーキンググループ

・・・報告書（案）についての最終審議

平成22年

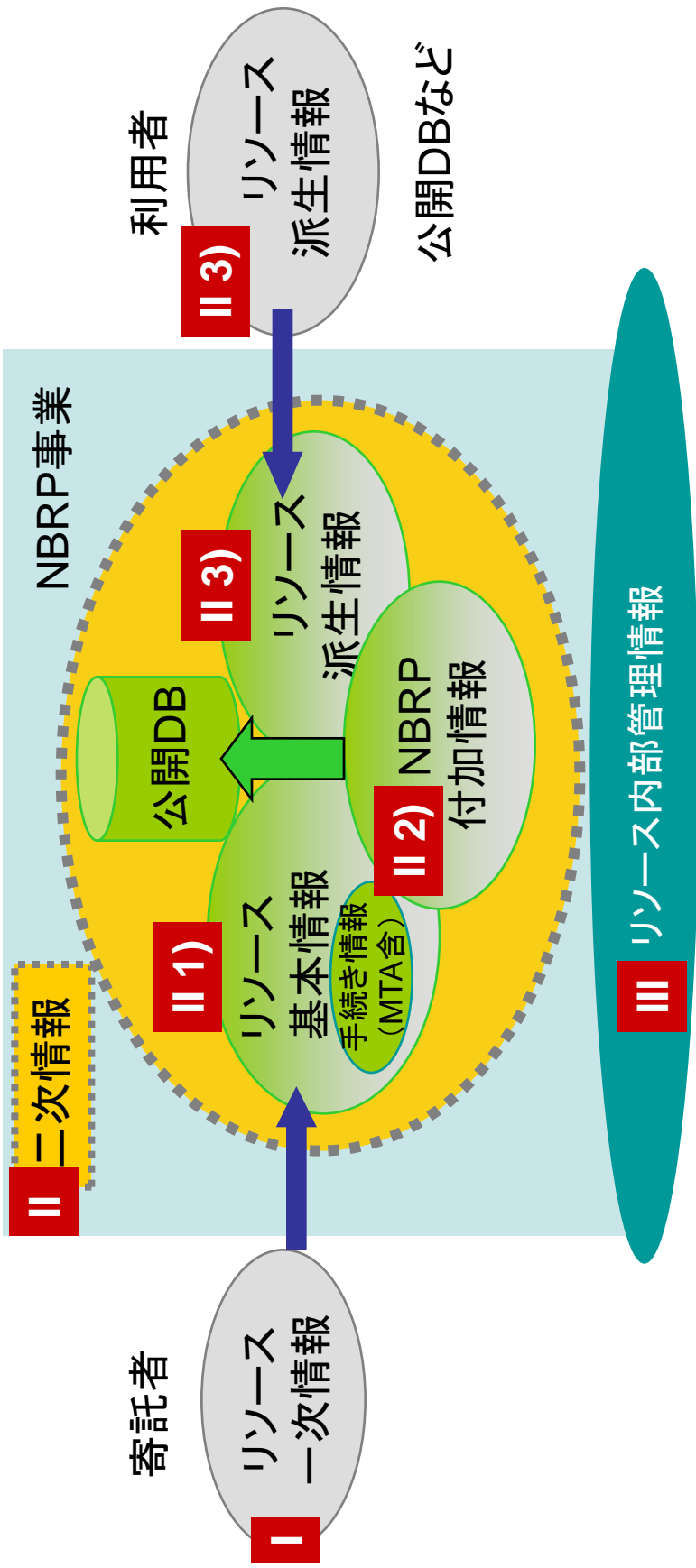
2月18日（木）平成21年度第2回推進委員会

・・・情報ワーキンググループにおける審議結果の報告

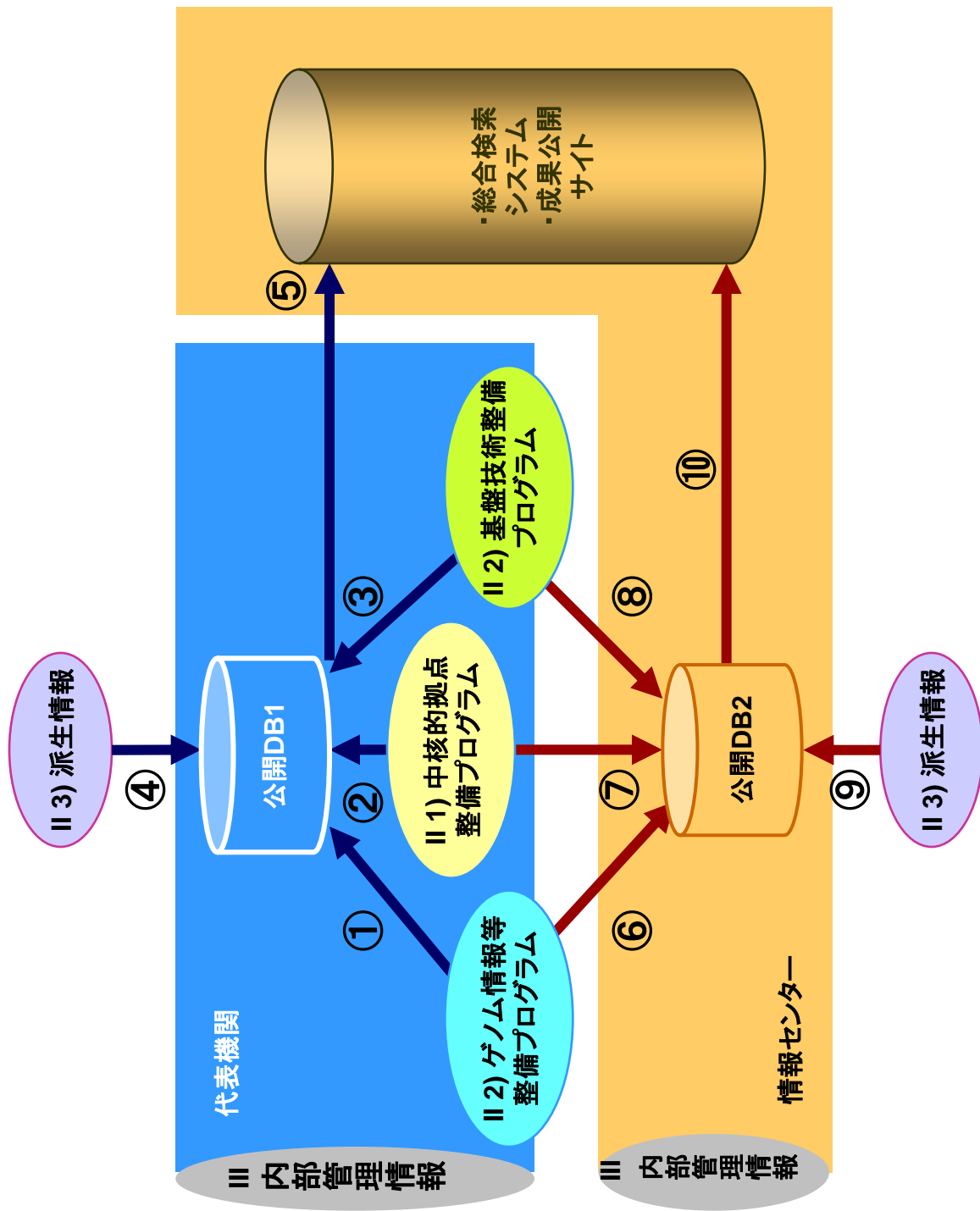
◎バイオリソース二次情報の定義

定義

- I **バイオリソース一次情報**：寄託（譲渡）時にリソースとともに提供される情報。
- II **バイオリソース二次情報**：バイオリソースに関する情報のうち、バイオリソース事業を行う中で付加、修正等がなされていく情報。
 具体的には 1)、2)、3)を含む。
 - 1) バイオリソース基本情報：一次情報(1)と寄託(譲渡)・提供手続きに関する情報(MTAを含む)を合わせたもので、公開を前提とした情報
 - 2) NBRP付加情報：リソース代表機関ならびに情報センターが寄託(譲渡)後に追加する情報(特性情報、ゲノム情報、オントロジーをはじめ、「NBRPゲノム情報整備プログラム」および「NBRP基盤技術整備プログラム」の成果を含む)。
 - 3) バイオリソース派生情報：バイオリソースまたはその情報を利用して研究等で新たに得られた情報(成果論文、リソースに関するフィードバックなど)。
- III **バイオリソース内部管理情報**：リソース代表機関および情報センターがリソースやデータベースを管理するために必要な情報。出庫管理情報、利用者情報、寄託(譲渡)・提供手続きのトラッキング情報、データベースのアクセスログなど、内部利用目的の情報。



NBRP各プログラムから産出された情報および派生情報の公開までのプロセス



情報公開報告書

日付

文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクト
推進委員長 殿

代表機関名：

課題管理者（代表研究者）名：

ナショナルバイオリソースプログラムの成果について情報公開しましたので、報告いたします。

1. 課題名：

2. プログラムの種類

ゲノム情報等整備プログラム（平成 ー 年度）

基盤技術整備プログラム（平成 年度）

3. 公開サイトの URL：

4. 公開日：

5. 公開情報の内容：

サイトポリシー・利用規約（案）

三島大学バイオリソースセンター（以下「三島BRC」という。）の Web サイト（以下「本 Web サイト」という。）を快適にご利用いただくために、下記をご一読ください。なお、内容につきましては予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■推奨環境について

推奨ブラウザ

Windows Vista, Windows XP, Windows 2000 をご利用の場合

Internet Explorer 6.0 以上

Mozilla Firefox 2 以上

Mac OS X をご利用の場合

Safari 1.2 以上

Mozilla Firefox 2 以上

プラグイン

PDF 形式をご覧いただくには、Adobe Reader が必要です。

Flash 形式ファイルをご覧いただくには、Adobe Flash Player が必要です。

JavaScript

本 Web サイトでは、JavaScript を使用しているページがあります。

JavaScript 機能を無効にされている場合、正しく機能しない、もしくは正しく表示されないことがありますので、ブラウザ設定で JavaScript を有効にしてください。

スタイルシート

本 Web サイトでは、ユーザビリティにすぐれたスタイルシートを使用しています。スタイルシートを無効にされている場合、正しく表示されないことがありますのでブラウザ設定でスタイルシートを有効にしてください。

■著作権について

本 Web サイトに掲載されている文章・写真・図版・データ・Web サイトのデザインを含めて全ての情報の著作権は、特に明記されている場合を除き、原則として情報提供者もしくは三島BRCに帰属します。三島BRCの事前の許可なく無断転用・転載・改変・複製・販売・貸与等を行うと著作権法の侵害行為にあたる場合があります。

■転載について

本サイトに掲載されている情報の転載等をご希望の場合、「転載依頼書 (WORD/PDF)」に必要事項をご記入の上、xxxxx@brc.mishima.ac.jp 宛にお送りください。

■リンクについて

本 Web サイトへのリンクの設定について、以下のリンク行為はお断りしております。それ以外の目的でのリンクの設定は、「三島大学バイオリソースセンター」へのリンクであることを明記することを条件に、基本的に自由に行っていただくことができます。

- * 特定の個人や団体・組織の活動を応援・推奨・誹謗・中傷するよう見受けられるリンク行為
- * 公序良俗に反する目的・様態による本 Web サイトへのリンク行為
- * 三島大学の事業に誤解を与えるリンク行為
- * 三島大学の組織イメージや信用度を著しく低下させる可能性のある利用、特定の個人や組織の知的財産権、財産、プライバシーその他の権利を侵害する恐れのあるリンク行為
- * いわゆるフレームリンク行為 (本 Web サイトのコンテンツがリンク先のホームページの一部に見えるような形のリンク行為。例えば、フレームの中にコンテンツを取り込むような形のリンクなど)

なお、本 Web サイト上の情報は予告なしに内容を変更または削除する場合があります。

あらかじめご了承ください。

■免責事項について

本 Web サイトの利用者は、本 Web サイトの各コンテンツより得た情報を、利用者ご自身の責任において利用していただくものとします。

本 Web サイトに含まれる情報やデータを利用者が利用することによって直接・間接的に生じたいかなる損害についても、三島BRCは一切の責任を負いません。

また、本 Web サイトからリンクする外部サイトの内容について、三島BRCは、一切の責任を負いません。

本 Web サイトは、予告なしに掲載情報の一部または全てを変更、削除、運用を休止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■個人情報の取り扱いについて

メールでお問合せをいただく場合は、差出人のメールアドレスが受信者側に表示されます。差出人のメールアドレスは、お問合せの対応以外に利用することはありません。

三島BRCでは、「三島バイオリソースセンターにおける個人情報保護について」(<http://www.brc.mishima.ac.jp/inf/distribute/inform.shtml>) に則り厳重に管理し、正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。

■適応範囲

本サイトポリシー・利用規約は本 Web サイトにおいてのみ適用されます。

本 Web サイトの利用条件は状況の変化に合わせて予告なく改定されることがありますので予めご了承ください。

また、本 Web サイトの利用については、本利用条件のほか、個別のサブコンテンツの利用に関し定められる条件（以下、「個別の条件」といいます。）も適用されます。なお、本利用条件と個別の条件が異なる場合、個別の条件が優先して適用されるものとします。

【お問い合わせ先】

三島大学 バイオリソースセンター 情報解析技術室

〒441-1234 静岡県三島市梅ヶ丘 3-1-1

電話：055-836-xxxx FAX：055-836-xxxx E-Mail：xxxxxx@brc.mishima.ac.jp

転載依頼書（案）

年 月 日

【依頼者】

機関名・社名 _____ 担当教室・部課 _____

御担当者氏名 _____

住所（〒 _____） _____

電話 _____ FAX _____ e-mail _____

【転載・貸出を希望する対象（以下、「対象」という。）】

対象名 _____

対象の種類（該当するものを○で囲んで下さい。）：

- 1) 三島大学・BRC HP 2) 展示物 3) 写真（ネガ、ポジ、電子ファイル）
 4) その他（ _____ ）

HPのアドレス等： _____

【使用目的】（利用する資料名、使用時期や期間を含め、具体的にお書き下さい。）

（資料名） _____

（使用目的） _____

（使用時期） _____

【使用方法】（使用に際して、改変を伴う場合には、3）にその旨を記載して下さい。）

- 1) 転載（Web） _____ 対象全体・対象の一部（○で囲んで下さい。）
 2) 印刷し、配布 →希望配布数は _____ 部 対象全体・対象の一部（○で囲んで下さい。）
 3) その他（具体的に記載して下さい） _____

－同意事項－

依頼者は、転載・借用に際して、下記の条件に同意しました。

1. 利用に際し、対象を破損や紛失することのないよう、取り扱いには十分注意すること。
2. 対象に第三者の権利が存在する場合、依頼者が当該第三者から使用許諾を得ること。
3. 使用目的以外には使用しないこと。また、対象を第三者に貸与、転売しないこと。
4. 継続的には使用せず、1回に限り使用すること
5. 提供者が「三島大学バイオリソースセンター」であること又は出典を明示すること。
6. 転載した新聞、雑誌、書籍、番組を録画したメディア、もしくは転載箇所と出典記載箇所の複写を1部無償で提供すること。
7. 写真説明、トリミングは、写真本来の趣旨に外れぬよう注意すること。
8. 必要に応じて原稿内容の確認を三島大学バイオリソースセンターが求める場合には、それに協力すること。
9. 転載、借用により依頼者もしくは第三者が損害等を被った場合、三島大学バイオリソースセンターは一切の責任を負わないこと。
10. 転載、借用により三島大学バイオリソースセンターに不利益を及ぼさないこと。
11. 本事項に記載のない事項については、別途協議の上決定する。
12. その他（ _____ ）

年 月 日

機関名・担当者名： _____ 殿

上記の使用目的について、転載を許諾いたします。

三島大学 バイオリソースセンター

センター長： ○○○○ （担当：★★★★）

〒441-1234 静岡県三島市梅ヶ丘 3-1-1

電話 055-836-xxxx FAX 055-836-xxxx

e-mail xxxxx@brc.mishima.ac.jp

転載依頼書 (記入例)

20××年××月××日

【依頼者】

機関名・社名 株式会社理研研究所 担当教室・部課 広報事業部広報推進課

御担当者氏名 理研 太郎

住所 (〒111-1111) 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1〇〇ビル〇F

電話 XX-XXXX-XXXX FAX XX-XXXX-XXXX e-mail xxxxx@xxxx.xxxx.jp

依頼者が必要事項を記入の上、三島大学バイオリソースセンターに提出します。

【転載・貸出を希望する対象 (以下、「対象」という。)]

対象名 〇〇〇〇博士の写真 (高解像度の画像を希望します)

対象の種類 (該当するものを○で囲んで下さい。):

- 1) 三島大学・**BRC HP** 2) 展示物 3) 写真 (ネガ、ポジ、電子ファイル)
4) その他 ()

HPのアドレス等: http://www.riken.jp/~XXXX/mishima.jpg

高額備品など、別途手続きが必要になる場合がございます。

【使用目的】 (利用する資料名、使用時期や期間を含め、具体的にお書き下さい。)

(資料名)

(使用目的)

(使用時期) 20〇〇年〇月発行予定。(詳細は別紙参照。)

必要に応じて参考資料を添付してください。

【使用方法】 (使用に際して、改変を伴う場合には、3) にその旨を記載して下さい。)

- 1) 転載 (Web) 対象全体・対象の一部 (○で囲んで下さい。)
2) 印刷し、配布→ 希望配布数は 部 対象全体・対象の一部 (○で囲んで下さい。)
3) その他 (具体的に記載して下さい)

—同意事項—

依頼者は、転載・借用に際して、下記の条件に同意しました。

1. 利用に際し、対象を破損や紛失することのないよう、取り扱いには十分注意すること。
2. 対象に第三者の権利が存在する場合、依頼者が当該第三者から使用許諾を得ること。
3. 使用目的以外には使用しないこと。また、対象を第三者に貸与、転売しないこと。
4. 継続的には使用せず、1回に限り使用すること
5. 提供者が「三島大学バイオリソースセンター」であること又は出典を明示すること。
6. 転載した新聞、雑誌、書籍、番組を録画したメディア、もしくは転載箇所と出典記載箇所の複写を1部無償で提供すること。
7. 写真説明、トリミングは、写真本来の趣旨に外れぬよう注意すること。
8. 必要に応じて原稿内容の確認を三島大学バイオリソースセンターが求める場合には、それに協力すること。
9. 転載、借用により依頼者もしくは第三者が損害等を被った場合、三島大学バイオリソースセンターは一切の責任を負わないこと。
10. 転載、借用により三島大学バイオリソースセンターに不利益を及ぼさないこと。
11. 本事項に記載のない事項については、別途協議の上決定する。
12. その他 ()

20××年××月××日

機関名・担当者名: 理研 太郎 殿

上記の使用目的について、転載・借用を許諾いたします。

三島大学 バイオリソースセンター

センター長: 〇〇〇〇 (担当: ★★★★★)

〒441-1234 静岡県三島市梅ヶ丘 3-1-1

電話 055-836-xxxx FAX 055-836-xxxx

e-mail xxxxx@brc.mishima.ac.jp

依頼書を受領後、三島大学で記入の上返送します。

クリエイティブ・コモンズとは

完全な著作権保持 (All Rights Reserved) と完全な著作権放棄 (Public Domain) の中間となるライセンス (Some Rights Reserved) のプロトタイプを提供します

全ての権利の主張

いくつかの権利の主張

全ての権利の放棄

クリエイティブ・コモンズのライセンスは、完全な著作権保持と完全な著作権放棄の間の中間層を埋める役割を果たします。具体的には、コンテンツに対して著作権を保持しながら一定の自由を事前に許諾していることを、わかりやすく表示することでより自由な著作権ルールを実現し、よりゆたかな情報流通と文化・科学技術の発展をサポートします。

4つのライセンス・マークを組み合わせて表示

<p>作り手の名前を適切に表示すること [表示] Attribution “BY”</p>	<p>基本的小金儲けはNG、でも許諾を取ればOK [非営利] Noncommercial “NC”</p>	<p>作り手の作品を改変しないこと [改変禁止] No Derivative Works “ND”</p>	<p>作り手と同じライセンスで発表すること [継承] Share Alike “SA”</p>
---	---	---	---

上記の4項目について保持したいものを選び組み合わせによって主張したい権利を表示します

例: 表示-非営利-継承 (CC BY-NC-SA)

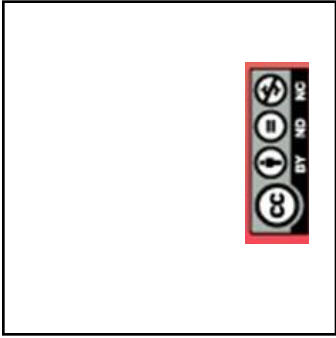
情報サイト: [クリエイティブ・コモンズ ウェブサイト \(http://creativecommons.org/\)](http://creativecommons.org/)

[クリエイティブ・コモンズ・ジャパン \(http://www.creativecommons.jp/\)](http://www.creativecommons.jp/)

結城浩「[クリエイティブ・コモンズ 関連文書の日本語訳 \(http://www.hyuki.com/trans/cc-index.html\)](http://www.hyuki.com/trans/cc-index.html)

[クリエイティブ・コモンズ - Wikipedia \(http://ja.wikipedia.org/wiki/クリエイティブ・コモンズ\)](http://ja.wikipedia.org/wiki/クリエイティブ・コモンズ) など

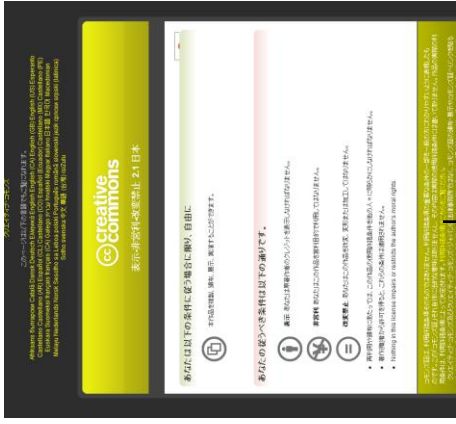
「コモンズ」サイトから該当するライセンスマークを取得
 (実際にはライセンスマークを表示するためのHTMLを取得)
 してWebページにライセンスマークを埋め込む」だけで
 既に用意されている利用許諾条項を利用することができる。



マークをクリックすると該当する
 「コモンズ証」ページにアクセス

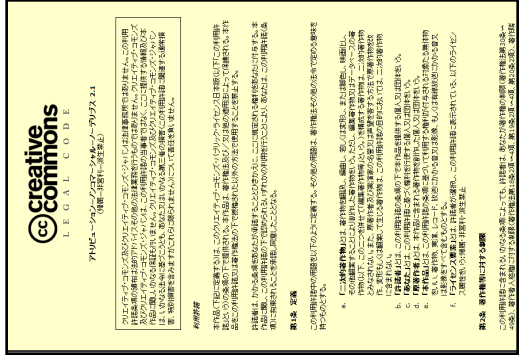


「コモンズ証」
 わかりやすい表現で書かれた
 ライセンス条項の要約。
 一般の人はこれで十分理解できる。



「利用許諾」

現行の著作権法のもとで
 許諾内容を法的に担保する
 ライセンス条項
 法的有効性を保持する、
 法律家のための利用許諾書



更に利用許諾条項にアクセス



生物遺伝資源寄託同意書（案）

〇〇〇〇（以下「寄託者」という。）と▲▲▲▲（以下「△△△△」
という。）とは、次の事項に同意する。

1. △△△△は、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）の寄託を受け、これを収集・維持・保存・増殖・品質管理・向上ならびに研究者に対する提供を行っている。本同意書は、寄託者が△△△△にリソース ××××（以下「本件リソース」という。）を寄託するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。
2. 寄託者は、本件リソースを無償で△△△△に寄託する。この寄託においては、知的財産権の移転は含まれない。△△△△は、前項記載の目的のため、本件リソースについて、維持、保存、増殖、品質管理・向上を行い、研究者に対し提供を行うことができる。
3. 寄託者は、本件リソースの寄託にあたって、本件リソースの特性並びに品質に関する正確な情報（特許等を含む）を添付する。△△△△は、本件リソースに関する情報を必要に応じて更新し、データベース等を介して広く公開することができる。
4. 寄託者は、本件リソースに関し、本同意書の条件に従って△△△△に寄託する権限を有し、法律上あるいは契約上なんら禁止ないし制限を受けていないことを確認する。
5. 本件リソースの由来は以下のとおりである。
（該当する条項の□を■とする。）
 - 本件リソースは、寄託者が開発したリソースである。
 - 他者が開発したリソースで本件リソースの寄託にあたっては開発者の許可を得ている。
 - 本件リソースは、寄託者が購入したものであるが、寄託をすることについて制限を受けていない。
 - その他（ ）
6. △△△△は、本件リソースを寄託者が定める次の条件下で利用を希望する者（以下「利用者」という。）へ提供する。
（該当する条項の□を■とする。）
 - 条件を付加しない。（本件リソース利用の結果得られた成果にかかる権利の共有等についてなんら主張をしない。）
 - 条件を付加する。（△△△△は、付加された寄託条件をカタログ及びホ

ームページに提供条件として掲載する。)

- 利用者は、研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。

[指定論文名]

- 利用者は、研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。
- 利用者は、下記に定める寄託条件の範囲で利用する。

[利用許諾の条件等を記載：利用者が寄託者から事前に提供承諾書を取得、非営利機関・営利機関等の利用者限定の有無、学術研究・商業利用等の利用範囲の制限の有無、営利機関の利用者もしくは商業利用の場合は寄託者から事前にその旨の提供承諾を取得、利用者に提供され利用の結果得られた成果にかかる権利等についての取扱い条件、利用者との共同研究の要否及びその条件等。各条件について英文を併記]

記

8. 寄託者は、本件リソースの維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力によるリソースの滅失・散逸などについて、△△△△に対し責を問わない。
9. 本件リソースの寄託にあたっての送料は、△△△△が負担する。
10. 本件リソースの輸送段階の事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
11. △△△△は、運営委員会、倫理委員会等の意見等を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は事前に寄託者に連絡のうえ、本件リソースの維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができる。
12. 本件リソースは、関連する我が国の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号、最終改正 平成 18 年法律第 50 号、「動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）

等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、寄託者及び△△△△が当該法令等に従ってその手続きをしなければならない。

13. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通を作成し、寄託者、△△△△それぞれ1通を所持する。

年 月 日

寄託者	△△△△	
機関名・会社名：	機関名：	
住 所：	住 所：	
担当者：	印 機関長：	印
研究責任者：	印	
機関長：	印	